

地球温暖化対策の選択肢の原案として提示すべきケース

参考資料3

平成24年5月29日に中央環境審議会地球環境部会事務局が委員に対して行った意見照会の結果

○は、地球温暖化対策の選択肢の原案として、事務局が提示した原案1～4に加え提示すべきとする意見

△は、参考ケースとして提示すべきとする意見

×は、地球温暖化対策の選択肢の原案、または参考ケースとして提示すべきでないとする意見

※ なお、事務局が提示した原案1～4に対する包括的な賛成意見5件に関しては、下表においてカウントしていない。

※ 下表の原案2-2は、当初、選択肢の原案の候補として事務局が提示したケースではなかったが、多数の委員から「原案として追加すべき」とする意見が寄せられたため、新たに原案として追加した。

| 2030年の温室効果ガス排出量（基準年からの削減率試算） | | | | | | |
|------------------------------|------------|---------------------|----------------------|-------------------|--------------------------------|-------------|
| 省エネ・再エネ等の 対策・施策の強度 | 高位 | ▲39% ×× | ▲35% △ | ▲33% △ | 原案2-2 ▲31% ○○○○ ○○○○△ | 原案1 ▲25% |
| | 中位 | ▲34% △×× | 原案4 ▲30% △△××× | 原案3 ▲27% ×× | 原案2-1 ▲25% △ | ▲19% ○ |
| | 低位 (参考) | 参考 ▲24% △×××× | ▲20% | ▲17% | ▲15% | ▲8% |
| | | 35%(参考) | 25% | 20% | 15% | 0% |
| 発電電力量に占める原子力発電の割合(2030年) | | | | | | |

上記の他、以下のような意見があった。

- ・経済影響分析が行われた6ケースを(選択肢の原案としてではなく、「定量分析ケース」と称して)提示すべき
- ・原子力発電の割合10%のケースを追加、あるいは原子力発電の割合15%のケースに代えて提示すべき
- ・総合資源エネルギー調査会基本問題委員会の議論との整合性をとるべく、原子力発電の割合20%及び25%の2ケースは、「原子力発電の割合20～25%のケース」として統合すべき
- ・原子力発電の割合0%かつ2030年の排出削減量40～50%のケースを原案として追加すべき